都道府県名	市名	自転車競走を行うことができる期限	条件
茨城県	取手市	平成三十一年三月三十一日	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	同右	

○総務省告示第八十六号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十九年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十九年三月二十三日

総務大臣　山本　早苗

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条件
東京都	小平市 日野市 東村山市 国分寺市	平成三十一年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。
香川県	三豊市 綾歌郡宇多津町 仲多度郡琴平町	同右	同右
福岡県	筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 同郡まんのう町	同右	同右

糸島市		
筑紫郡那珂川町		
糟屋郡宇美町		
同郡篠栗町		
同郡志免町		
同郡須恵町		
同郡新宮町		
同郡久山町		
同郡粕屋町		

○法務省告示第四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社堀組	北海道旭川市八条西二丁目一番二十一号	とび
有限会社枝川板金	埼玉県さいたま市岩槻区大字黒谷千七百七十四番地の二	防水施工
株式会社ＵＣ	愛知県岡崎市上地二丁目四十八番地一	型枠施工

○法務省告示第四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社山下鉄筋工業	兵庫県西宮市本町十二番五号	鉄筋施工

○法務省告示第四十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社山佐屋	埼玉県児玉郡美里町大字小茂田三百九十四番地一	非加熱性水産加工食品製造業

○法務省告示第四十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十三日

法務大臣　金田　勝年